

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件
原告 外123名
被告 仙台パワーステーション株式会社

証 拠 説 明 書 1

平成30年3月15日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男
外

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨
A1	微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準設定を求める意見書	写し 20.7.18	日本弁護士連合会	PM2.5の危険性について、従来から周知されてきたこと。
A2	大気汚染物質が喘息およびアレルギー症状を有する者の肺機能に与える急性影響	写し 27	余田桂子他	喘息の既往がある者は大気汚染物質の急性影響を受けやすいという研究結果が存在すること(訴状18頁、第3.6(1)イ)。
A3	臨床と研究・93巻2号(平成28年2月) 大気汚染とアレルギー	写し 28.2月	小田嶋博	①日本の12歳以下の喘息入院児童において、PM2.5が入院リスクの増加と関連したとの報告が存在すること。 ②非喘息児ではPM2.5の濃度が高い程ピークフロー値が低下するという傾向がみられること。 (訴状18頁、第3.6(1)イ)

A4	微小粒子状物質曝露影響調査報告書(平成19年7月)	写し	19.7月	環境省	<p>①PM2.5と日死亡の関連性に関する米国の諸研究結果によると、PM2.5濃度が10$\mu\text{g}/\text{m}^3$増加すると、全死亡で約0.8～2.4%、循環器系死亡で1.2～2.8%、呼吸器系死亡で0.8～2.8%増加すること。</p> <p>②日本においても、上記研究結果とほぼ同一の結果が出たこと (訴状18頁、第3.6(1)ウ)。</p>
A5	大気汚染に係る粒子状物質による長期曝露調査結果(概要)	写し	21.3月	同上	<p>①宮城・愛知・大阪の3府県の都市地区と、対照各3地区で40歳以上を対象とした研究では、PM2.5濃度が10$\mu\text{g}/\text{m}^3$上昇すると肺がん死亡率が22%上昇するという有意な正の相関が認められたと報告されていること。</p> <p>②環境省が上記知見を集約し、共通の知見として公表していること (訴状18頁、第3.6(1)ウ)。</p>
A6 の1	Coal killed 670,000 in 2012	写し	26.11.6	Global Times	<p>平成26年に発表された共同研究では、PM2.5排出量、その曝露人口、PM2.5濃度と早期死亡との量的関係の調査により、中国全体での石炭利用に基づくPM2.5の健康影響を原因として、平成24年に約70万人が早期死亡したと推算していること(石炭火力発電に限ると26万人が早期死亡していること)(訴状18頁、第3.6(1)ウ)。</p>

A6 の2		写し			A6の1を翻訳したもの。
A7 の1	Air Pollution and Mortality in the Medicare Population	写し	29.6.29	The NE W ENG LAND J OURNA L of M EDICIN E	①PM2.5の濃度が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 増加すると死亡率が7. 3%増加すること ②PM2.5に対する曝露量が $12\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満の場合は、P M2.5の濃度が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 増 加すると死亡率が13. 6%増加すること ③PM2.5濃度と死亡率との 関係において、 $5\mu\text{g}/\text{m}^3$ ま での濃度レベルにおい ては閾値は存在せず、P M2.5濃度の変化は、低濃 度でも死亡率を変化さ せること等。 (訴状19頁、第3、6(1)エ)
A7 の2	メディケア受 給者における 大気汚染と死 亡率	写し			A7の1を翻訳したもの。
A8 の1	大気・水・環境 負荷分野の環 境影響評価技 術(Ⅱ)〈環境 影響評価の進 め方〉第5章 環境影響評価 における技術 レビュー	写し	13.9月	環 境 影 響 評 価 情 報 支 援 ネ ッ ト ワ ー ク	原告から証拠として提出 を予定するシミュレーシ ョンの方法として採用し たCALPUFFの技術が、大 気汚染についての広域把 握・予測・評価に対応可能 なものとしてされていること 等(訴状23~27頁第3、7 (2)(3))。
A8 の2	大気・水・環境 負荷分野の環 境影響評価技 術(Ⅰ)〈スコ ーピングの進 め方〉	写し	12.8月	同上	CALPUFFの技術が、沿岸 部や複雑地形による非定 常な気流変化による汚染 物質の移流・拡散に対応す るために開発されたもの であることその他CALPU FFの技術の内容等(訴状2 3~27頁第3、7(2)(3))。

※証拠に基づく主張の補正は、後日まとめて行う予定である。